

燕石襟志

寫卷

價 5
116
3

① 鬼神餘論	⑦ 地名の訛謬
② 蟬丸	⑧ 四時代歌
③ 悪禪師	⑨ 三つをる河
④ 正儀義隆	⑩ 古今本
⑤ 八幡太郎	⑪ 俗字考
⑥ 浅草事實	⑫ 字体
⑬ 休詠評	⑭ 長篠
⑮ 一休詠評	⑯ 長篠

卷之止



夷石雜誌卷之三

江戸

兼笠軒



①鬼神餘論

鬼神の論いさぐ盡さばゆらぐべらよられを述りて童叟のたふせ也
 疫鬼痘鬼とりりありのあり疫鬼ハ俗より疫病神痘鬼ハ俗より痘瘡神
 あり和名鈔に瘧鬼邪鬼窮鬼ホをとり窮鬼の人の家よりありと
 の世に貧乏之神といふ是あり和名鈔に瘧鬼瘧疾也獨斷云昔顛
 頭有子亡去而為疫鬼其一者居江水是為瘧鬼
 和名衣也或餘邪鬼日本紀云邪鬼和名安之窮鬼遊仙嵐云
 窮鬼師説とありとあり大陽の毒あり一時の氣運よ素
 流行と顛頭の子亡去疫鬼とありとありのハ後安の疫瘡ハ冬
 冬とて春夏の間最盛なりその寒は傷らるりの春夏大陽の毒小觸

是は奇峯と云ふ如く一人の毒は觸ると亦随て患ひ故に聖王皇天
郡土を祀りて陰陽その時は乃らんざらんを禱して世俗春夏は秋禊
りて疫鬼を驅る驅るといふもさるる事なり凡天りて疫癘の流行りて漢より
アミヤンカミ 盤よりをりて天仲景氏を生じて永く疫鬼を驅る
天朝 欽明天皇御宇に疫鬼大に起る弓削守屋大連その天定をさうして
疫鬼を追うてりて良茶は苦いと云ふれりその身終に獄にりて夫
檄の長使一を守りて方術を同郡の張伯祖に受傷寒論十卷を著し
天朝の疫邪を退治せり守屋ハ 天朝の大匠たり権を稱目馬子ホと争ふ
遂に疫鬼をの攘りて亦是一時の氣運に係る歟その成敗は至アアア予が
るところはあつて疫鬼も又疫鬼も同ト云ふる人れを懼るべし疫鬼より甚
し世俗より小痘の小児の疫より直にこれを呼ぶ疫人と云はれがたなり棚を
架一切の供物そのあは拜具しこれを祀るる最つしめり凡序熱よりこれを祭る

收瘡結痂及至郊外に送るこれ教へて遠方の意歟わく毎戸にすめる隨
痘鬼のぼりてその處を治るが如く往右の痘瘡を患ひの十は八九は死
り前後少なり餘の貴人痘瘡よりうせぬひり大境よりえたり按をふ
續 日本紀天平七年閏十一月壬寅云是歲不稔自
夏至冬天下患鼠豆瘡一農瘡夫一死者妻とて痘瘡のゆゑに
乃られらるめ歎らる後 櫻洲 村上 山越の御宇痘瘡より人妻に死
りて一條帝の長徳四年よりりてこれを患ひの亦多く死るがなりて王
より庶民に至るまで一として腹をりたり 後一條の皇方より痘瘡患
りての御面は瘡ありたりと云ふは此の痘の瘡ありの事
なりたりや一度患るものゆゑにびびるものと怪し實は一種の奇病なり天
の人民よりわたりてこれを患るといふを怪し人も懼るる者病ありの事
とらん何事も恒とありて怪し死るも怪し酒と云ふの世よりてりてこれを

禍を避んんとを求むが常々禱らば病と死甚しく禱る鬼神を
さかるとは時あり凡夫その我私をりて編みとも鬼神のつらさを
君子の人は編みどをりて人の論を説き鬼神の明きてよく邪正を鑑る
よのり婦人の情をりて人を憐れその編みを故に何をりて鬼神の徳
を称せん夫鬼神の陰陽造化の迹をりてを人よとされれば父母あり死生を邦正
人の心善悪あり鬼神よ又邪正あり疫鬼疫鬼の邪神を人されを讓ふべ
らねを祀るべりてを祀る編みの孔子曰。非其鬼而祭之謂
也。論 哀公問於孔子曰。夫國家之存亡禍福信有
命。非唯人也。孔子對曰。存亡禍福皆己而已。天災地
妖不能加也。孔子曰。然則由之をりて天災地妖も又禱る所ありて心
疫鬼も論ふべし季路問事鬼神子曰。未能事人焉能事鬼
敬問死曰。未知生焉知死。論 世俗人よ事ることをあざむく

鬼よ事んとし生をあざむく身後の苦樂をりての惑ひ極まり子
貢問於孔子曰。死者有知乎。子曰。吾欲言
死之有知將恐孝子順孫妨生以送死。吾欲言死之
無知將恐不孝之子棄其親而不葬。賜不
有知與無知非今之急後自知之。孔子曰。聖人
の知と不知とを撰るべし亦不詰怪力亂神祭如在祭神
如在神孔子曰。吾不與祭如不祭。論 聖人の鬼神を祭る
祭をりてのあざむく他人よを撰りて祭るといふも祭
らざるが如くとりて世俗のあざむく祭祀祈禱のあざむく
いざをりてをあざむくといふ人よ事ると父母又事るとりて重んずる
あるより大なるあざむくを祖先の墳墓へ詣りて異國の鬼神
一家廟の塵埃を拂ひて邪鬼をあざむく唐山もあざむく

義久元年正月廿七日將軍實朝公右大臣拜賀とて鶴岡八幡宮落座

る夜別當阿闍梨公曉頼家の子石階のほろり又は規ひまたりとて剣を抜

公を犯しつらうとせの人の公曉を悪禪師とていふなりハシリウシ蟠龍子クニヲシが俗説辨

られを拜しと云う君又讐不可與共載トモニイタダク天公曉ハ出立人たりと

いふも實朝ハ父の讐なりとれ宗よとべれよとせ人悟らどとてとを

憎と悪禪師をりつと名よ負たり凡智の決新浮薄の至ととてりとの

論理ありと似れどもいふとてその理を極むとていへ接するよ東鑑云アラムカニニ摘

先久元年七月十八日頼家於伊豆彼善寺被室カクセ于

時年二十三亦愚管抄よとのみをとらりて時人をつと頼家

を刺するよふふとつとつとの喉を絞クビ王陰囊を抜トリヒシキこれを殺すとあり

ゆれば頼家卿を殺するのり時なり且とのとれ實朝のりよ十二歳オモヒ

とてふや奸智の人なりとも見を殺すとて毒計をめぐらしめむゆとむ

公曉も亦父の讐とみいころい禪祿の中よありと緋の振をよくとらり

るるべ一加稱建保元年夏五月實朝みそりよ和田義盛ヨシモリ北條を討ウチあり

よ義時ゆらゆら實朝をとりとあつらうと和因ワヰノ軍界合期とてと

義盛一家滅亡よ及ぶりゆれば實朝も又とあり北條をりつとつとられ

ゆ頼家よ異さるべられをりつとつと實朝決ケツつと見を害ガイありと且鶴

出拜賀の日身後の紀念とて鬚兵の毛を抜ヌキ近臣キンシ一場マツバありとつとつと

あつと小條が奸計を脱マヌカとつとあつとつと死期をありありありありとつと既

つと義時よとつとこれ實朝公を父の仇ありと思ひあやむのつとつとつと

運俗ウンゾクつと父祖の箕裘を嗣ツガんとありとつとつとつとつとつとつと

つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと

朝の統トウをころりゆの公曉クキヤウとつとつとつとつとつとつとつと

る鏡の如く公曉の義時と義隆の時の家録に殺さるるも其母の如く
返る月の世の人悪をりく公曉を心づかひ亦うべすと云

四 正儀義隆 一休咏研

増龍子が俗院辨小楠正儀足利家へ降参りし時其母の俗院
より操狂言の淨瑠璃本より儀南帝を恨みし武家へ降参りし
此をるを實に云ふことと云ひし世俗の如くありしと云ふ曲書子孫と
る正儀が南朝を去る義満將軍へ参りし時其誓の誤りありし
細く要記櫻雲記足利治乱記ありしなり櫻雲記の傳書ありし
井澤氏の取らば致細く要記へ興福寺の真嚴僧正の記と云ふその記
起建武元年正月止永永二年十月興福寺金堂の什物ありしと云ふ
心づかひ當時の實録ありしなり燈と云ふ即左方子抄と云ふ聊考燈と
應安二年 南方正永廿四年 正月南方ノ大将楠左馬頭

正儀種々謀ヲ献ストイヘ氏諸卿許容ナキラ

以南方ヲウトンジ京師へ降参スベキヨシ内

内 相約スルノ由風聞 此間畧ス

五月二日云云去ヌル四月中旬楠正儀終ニ志

ヲ變ジ入洛シテ新將軍ニ謁シ南方へ服從

ス不其子正勝同正元ホハ南方へ忠義ヲ存シ

父ト不和ナリ云云和田和泉守マタ南方へ忠

ヲ盡シ正儀ト不和云云 此間亦畧ス

十二月上旬和田和泉守ト楠正儀ト不和既ニ

合戦ニ及ントス 此間亦畧

應安三年 南方敗元建徳元年ト云云 十一月中旬南山ノ新

帝ノ勅ヲ受和田和泉守以下官軍數千人ヲ率

楠正俊が赤坂ノ城ヲ打巻テ攻ル同下旬和田
等が武威以ノ外楠ステニ敗北殆危シ以上細を要記

是より未應安七年の比さるゝ和田正武楠正俊正俊ホカク正俊を攻る

つらんえたり正俊毎度敗北し細河頼之山名義理同氏清等數百人を

おろし河内へ発向し正俊をさくひしりもつん白和田泉別々楠の一族を

その大義武畧より南方を護衛するに足るれば正武世よりし程

ハ南帝も安養よりありさるゝ亦櫻雲記より

正平廿四年北京應安二年正月楠正俊武家へ下降系と告

同四月正俊ハ洛多満と賜と

建徳元年十一月南朝の猛士和田某私云是則和田和泉守正武也以下勅に應ト

軍兵を引率し楠が要害を攻正俊武家へ降る故を中書楠正俊

南朝を背死す武家へ降系とていふもの一族ハ正俊正行が送訓を

聊もさむらびり守りて南帝へ忠を勵んと欲するの事此未畧ス

文安四年十二月云云南朝官自殺楠二郎ホの勇士既ニ敵を若干討

捕遂に戦死と以上櫻雲記

と云はれり細く要記よりと所とありとの楠二郎とありの正俊が子歿

正俊が子歿たるべし亦是利治乱記より

應安元年云云同二年正月二ハ將軍及備幼虫

ナリトイヘ仁徳内ニ深キ故ニ南方ノ大敵楠

正儀等降参スベキ旨血書ヲ以テ依申細川右

馬頭頼之赤松判官等ヲ南方へ遣ス四月ノ壬

ニハ楠正儀ハ洛シテ先細川頼之ノ宅へ向テ

一禮シ則ニ献有テ其後頼之同道シテ將軍及

満公ノ御館ニ参礼等アリ龍尾ト云太刀ヲ正

後獻ス將軍甚秘藏セリ以上足利治乱記

わいのとくつんえたりあつるは蟠龍子といふは戯曲を引く正儀が足利家
へ降す系にひる絶つたを論でらさるるの書とせえんざ
里々るまや千慮の一夫あるべし正儀が足利家へ降しと大塔宮の若宮陸
良親王の賀名生の奥銀嵩と新王と南帝を攻めんとせり正
十五年四月十八日の千載のりよ入をてて齒を切し明の謝肇淪が人の取
る赤松氏絶後
頼ハ天ユるれとも父子よく肖なるのありを樹ハ人傳るれとも又子りあふ
しも相似とわれハ人作ハ天ユまされるといひいと理まかり也世俗の常
言は親と似ざる子を鬼といふ人と鬼といふ相類ハ人傳又子の氣相似
が如くは夜鬼神論とあり考る

○脇公武部大浦義治の嫡男相摸守義隆或は義隆は作らぬ法名行啓應永十
年四月廿五日相摸圃底倉より討死しぬり鎌倉大草紙より息刑部

少浦ハ一所は居あり也少浦ハ故相摸守義隆の討死ありと記りらる刑部
少浦と稱するもの左少浦義宗の嫡男貞方朝臣のつをさうんま下まつふ
義隆といふ再後才の子息といふと同書は應永三年の書のりり小山若丸
一本大若丸は傳り非
老馬双馬改りあり
奥列の住人庄司清包を執りて右新田義宗義宗當の子息
新田相摸守その後才刑部少浦をてていひ大將と号し白河邊へ打ておる
間上列武列よりくは居る官方の末葉悉く馳ありらるとありこの刑部が猶
といふ何人か少浦の後才と記し後子息といひ貞方朝臣のつをさ
みりぬりとあり貞方の刑部少浦を補はれぬといふなりこの人義宗朝臣の
嫡男うら建徳二年に正五位下越後守天授二年に後四位下の老少が
ありぬりて亦義隆に建徳二年に正五位下相摸守天授二年に後四位下陸
奥守右少將奥列四員に拜任せられぬり彼義隆朝臣を鎌倉大草紙
櫻雲記亦は義隆は作らぬ浪合記は義則といふ陸の字の刻ミ子ありとありぬ

白石先生の記されし月のをりし義隆とありげも陸の字ハ人の名也

掃々池本ハミ隆を陸と記さるるべし
貞方朝臣ハ應永十七年七月廿二日
千葉公兼胤於七里濱室に於て亦録

倉大草紙又新田左女將義宗朝臣の川子出家し兵部卿とて坂中と

ひの所ハ執事居あひるを勧めて還俗させ本名新田六郎とありけり
コモリツリ 館林

邊へ討て出國中過半とてけり由良横瀬長尾但馬守持氏の川方と

し十二月廿六日 應永正 岩一と合戦と云云の末は新田六郎の川方と

身ぬがられし持氏との叔父新御堂小路殿 并 舎弟持仲上叔禪秀

亦は鎌倉を追れ屢合戦し終は鎌倉へ入りありけり
ミツズミ 備前

治部大補満純の川方人の禪秀の誓まきありけり法名を天用と号し

實ハ義宗の川方ありけり持國密に頼むるありといひ侍人あり

ハ新田六郎と満純といは兄弟ありとてその人の軍記ハ実録されど鹿瀬ハ

よく考ゆぐればありけり姑くといは抄りて好古者流の考證を俟

園イッキよりハ南朝記イッキハ大徳寺の一本とありけり
イッキ 後小松の皇子ハ

とされどやハ腹ハ中なりありけり人臣の子とありけり侍人ありけり

院宣ありしハ私言葉ありて一首の秋を載る

常盤木ヤ本寺の梢つゝ捨ステまきステけり
トキハキ 休の園ありけり

とありけり伏見殿の川方ありけり
サママ 院史餘論ハありけり

とありけり今ハ世の空とありけり侍人ありけり
ツタフ 侍人ありけり

とありけり南朝記侍人ありけり
ツノカニ 侍人ありけり

とありけり南朝記侍人ありけり
ツノカニ 侍人ありけり

とありけり南朝記侍人ありけり
ツノカニ 侍人ありけり

頼義朝臣の御子二人を弟とてハ幡宮の社壇とて之服せり

五 八幡太寺

二郎ハ賀茂ノ神社三郎ハ新羅ノ神社カモノカモノ新羅三郎シニラとゆうと世よりひりて侍へたりあるは十訓
方郎賀茂二郎新羅三郎とゆうと世よりひりて侍へたりあるは十訓
抄云後冷泉院の御時陸奥守源頼義茂守府の軍以并る責任宗任
を責るるは永義の末より度々合戦カウゼン又けられたりける天喜九年十一月二十
二日餘騎の兵をあらうとせむいせむるは責任者四子餘騎の勢を集めて
あらうと金為行が河堰柵カハヰノサクよりもあらうと是をあらたにけりし時雪ゆり風をば
と味方の兵凍けられたるうと勢もあらうとけりたる間軍のりさ大に
破れし者数をあらうと兵四子散乱し残とるりりり六騎長男
義家彼往ゆ進藤原景清清原貞廉藤原季範大宅光任藤原則明本
也貞全軍をあらうと責るるを茶をとるる雨の如くあらうと義家
防に戦ふとて神のよき若女の齡さく大なる矢を射るその矢はあつり
たるものありとてあらうとあらうと四重とある軍をあらうとせむ

世の中は又内へ入ると度あり編者のよきと目を合るものなり責任
これをあらうと八幡方郎と名づく云云とけりこれを陸奥誌記に参考とる
そのゆかり第六張云同年乃天喜十一月。將軍率兵八
百餘人欲討貞任等。貞任等率精兵四千餘人。以金
為行の河崎柵為營。拒戦鳥海。干時風雪甚勸。道路
艱難。官軍無食。人馬共疲。賊類馳新。羈之馬。敵疲足
乏。軍非唯容士之勢異。又有寡衆之別。官軍大敗。
死者數百人。の一軍。長男義家。驍勇絶倫。騎射如神。冒
白刃。突重圍。所中必斃。雷奔風飛。神武命世。夷人驚
走。敢無當者。夷人立号曰。八幡を郎とせむ。云云。今按ては義家
朝臣の武勇絶倫より東夷を威伏しあひし疑ふべし。貞任亦その武
勇を賞嘆し八幡を郎とせむ。乃その稱ありとの記の記者の語也

ありべり果し如此るらん賀茂二郎新羅二郎と稱する由亦列
縁故ありてのりるを鎌倉管領九代記卷之四賀茂王丸之服の辰云持氏
の嫡子賢王丸殿之後の沙汰あり今の京都鎌倉確執と云軍家子付て
頼むべれり由ありと云れり八幡を康義家の佳例に任せんとして鶴が
岡の八幡宮に越え賢王丸を實前より加冠せしめ義久と名付ありけり
云云とあれば義家當初八幡宮の神殿よりえ服たのりて世人八幡を
郎と稱する疑ふべし人の称号もどはれり牽強附會の説をある
も事と好むの不便と田原の辺に地名も書いと書い假字ありと云
秀郷龍宮へ越えられども米の場もあられをいじり世人係縁を
と稱するより平記よりえたり又紀貫之の論語より一以貫之と云
聖語を取らるる名とすたるは貫之の名の實を以て一過冠をかり
ありて此こと教ふも貫之と更なるべし物より定むる字は

从正之よ从ふよふんぬるなりんとおもはれらるるは世に信するは
らど史傳は謗文あり記録は訛謬あり況小説野乘に至りて事と寓
言は係らざるものなり今や古史の擗ぐれりある故なり

⑤ 浅草の事實

浅草の駒形堂いなり河のくまを正面よりその圖説江戸名所記大和名所
濫ホよるえたり國のやまよ 船よりとあるは便よりと云ふは名不傳ふ駒形
堂と題してむり此のさる川の内へ守道子の帆をくりしとあり
教中より此堂をいれり堂のうけるやうやんととてらぬり堂と名けりといへ
るこの説らるるがと按ぶると當初の堂は浅草の親世音へおらる繪馬
をくりしとて建てる馬頭観音を安置したれば駒形堂と名けりたるは俚俗
の訛とて駒形堂と唱へたる致さるれば戸名所記は駒形堂と記したればや
留るるものと物したるは再按ぶると竹町の渡を昔の花方の渡といふこと



江戸名所記駒形堂圖
卷之三第廿張十三張五五

寛文二年壬寅五月京五條寺町河所道清刊行也全部
七冊あり作者の姓氏を云ふる人此書東海道名所記と同作也

上 浅草 駒形堂

駒形堂ハ浅草寺北門口ニあり一ニ改観を云々
至せしむる安永乃を守平此云雅乃云々
不彫り常盤海潮のいづき浅草川の流る
河より定業能將志ちうひハ駒形堂北軒小
ちめすち此の利生何々して乾あるか
室ぬて室つと根くる柳あつてび花さく海
こしにち白せり此半る下や徳人あつて
手水とりの口すく買力を云々
あつてとて浅草寺北軒を云々

川乃あつてよしとてあつてあつてあつて
物とをあつてよしとてあつてあつてあつて
乃穀ハ名物とて此風味とて
此より此川とてあつてあつてあつて
あつてあつてあつてあつてあつて
あつてあつてあつてあつてあつて

かぬあつてあつてあつて
上

菱川筆

此書全部三冊あり集中奇とて此のハ駒掛堂の圖とてこの茶屋の
圖六郷橋の圖とて六郷橋の図とて五のさく二幕のさく

並樹の榎のうらぐは渡るうらぐはをとうりて花方の渡と唱へて馬鹿堂の方
へ渡るといふをとうりて物方の渡と唱へて移すかその堂を物方堂とも唱
へて中近曾ららの穿鑿まのりと精細なる人ありとうりて身ぬらうも暮
せし戸名所記の寛文二年より京都の書肆河野道清が刊行せしものよと
編者も画工も京の人もありんかうらぐは傳寫の怪もある歟大和名不儘
の菱川師宜が画くありて書肆萬屋清に刊行せし後見の年号は後
刪去せしものや正月吉日との記しと洋字とされども戸名所記と同
よむりてのうらぐは竹をとりてそれをあるとするが同書龜戸天神の圖説は葛西
の郡龜井戸といふ所ありんか比もさうさうなる原ありてをえして龍紫
樂寺の天神を勧請しとありての龜戸天満宮の寛永三年より菅原信結建立
とある所の説より考るとはたその書の刊行寛永を去ると遠くはた
馬鹿堂と記しとてその定をいふるといふ

○今並木町と唱へるところはわらう奥羽街道より松並樹ありとてその
名送りといふ説のうらぐはに接ぎは彼処の榎を栽られし比より並樹と唱
たるらん花川戸もゆらうの船川戸といふりされも彼並樹の榎は因て花川戸と唱
らるるなるべし前より竹所の渡の古名を花方の渡と唱へるもまた彼榎を
賞美するところありければらん亦御前と唱へるはうらぐは榎森橋荷と号する
禿倉ありられも並樹の榎を栽られし比より勧請せしものゆらぐはの榎と
當初世人の賞翫大なるものと春へりもいふらう集合して長元日の暮らうを
うらぐはをうらぐはといふに傳へる寛永中の印本東ゆらぐはといふ冊子に淺草並
樹の榎のうらぐはえたり

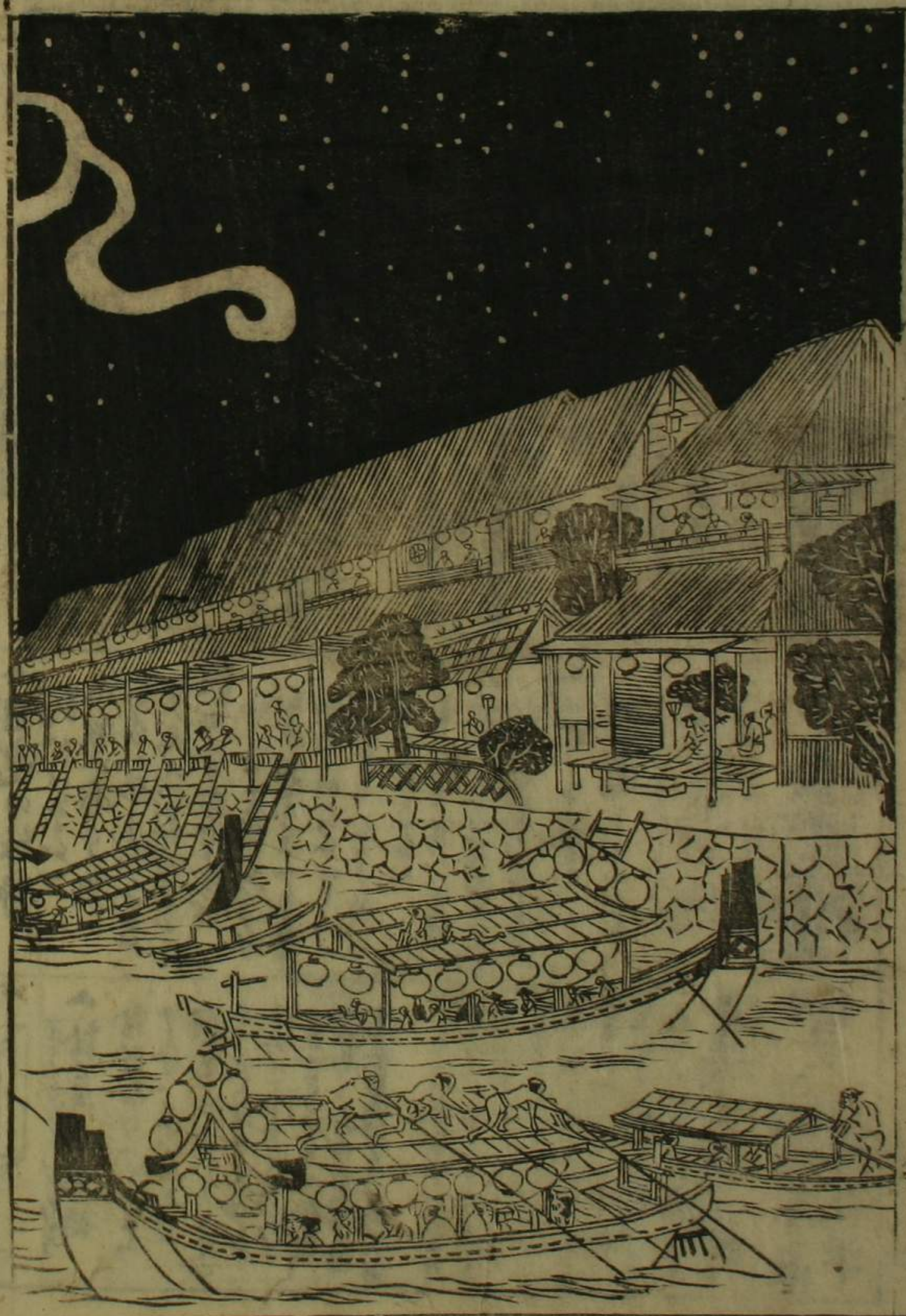
或云子が説のうらぐは物形堂の古名馬鹿堂より其方へある渡といふ
ををとうりて物方の渡と唱へるはかきう彼堂の名は負し竹所の渡を
初花方の渡と唱へるは並樹の榎ありてうらぐはの義といふは是れ推量

の競うて信用をばしあはる例ありありやとりか予答云吾妻橋の老
孀神社のうらうらる橋まればらの名あり例せば麻布らぐ橋の園府の
やまの流るるとりかををとりて園府方と唱たるが郷りあはる類穿敷金で
ついでもあるべし

○毎年十二月十七日十八日あはる浅草の市あはる好まはる正月の物を賣買と
りて松岡よあはるついであはるとりてゆづりあはる土老よ同よの
市の當初雷神門のたのうて大神宮の提社ある蛭子の宮の市ありは往昔の
十二月九日十日両日ありしが親世音の會日ありは未落の老幼群聚とるは市
の日はやうらりありとる市の市を十七十八両日あはる便宜あるべしとる遠よ
のりてあはるなり今のとるあはるしとあはるなりあはるなり

○延宝天和のころ浅草聖天門あはるあはる麓屋鶴の米饅頭の江戸總
菓子に載たり一人彼米饅頭の紙囊をさむ亦浅草寺二王門のほとり

あはるあはるの茶屋の園鏡の大和名所鑑よりえたりは因よとる其あはるありあは
るの園をえとる云賞菱川師宣が画るものをえとるは武士編笠を載たり
長れ兩刀を帶高股をあはるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
放るなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
示るなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
ハカニ 袴をとりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
騎たりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
人ありとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
もも尻高くとりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
同書上巻云女のあはるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
とるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり
の以松坂とるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなりとるなり



浮繪 東都中洲夕涼之景
 北尾政美画板元通油町
 鶴屋喜右衛門
 葛屋重三郎

かたが菩提寺ハ小石川の南縁山圓葉寺ありは菩提寺ありとのみ
受くわらる親をみるふとを予とめふを而難老人の関しよるふの
心と答たりん

周よの服部子遷嘗唐山の飯顆山と飯田町とをてり
平雅文ととも地名を私に改んるの古実子種は重蒙とる
飯顆山前逢杜甫云の七絶あり人のちる所るれば哉

①牛込駒込長祿長亨の沈みもええたり往古牧の迹さるへ
籾も牧の迹あり目黒目白赤の往昔牧の駒を
とんと祖来孫も既よつりたるが目黒の驪馬
ハ假字に延喜式に載らる不武藏國勅旨の牧五所の牧亦兼平官符
八月十三日我父の牧北八日同小所の牧の駒馬真之と云えたりとの外
私に難なる牧殿ありん煉馬也牧の馬を騎さるる所を浅草

馬道の昔土手馬と唱へ北里の標客馬と云ふ
らよの牛込駒込と云ふ牛カ淵ハ車牛の墮たれば名と云ふ
も今も九段坂の車をひくを禁ぢらる本所大町邊なる駒苗石もその縁
故傳のどうよの考正し追書と云ふ

○落穂集と云ふのは富澤所ハ元和年間富澤と云ふ所の用發と云ふ
考澤所と唱へる後又富澤と書更らるるを云ふ
中の地名を云ふ今富澤所と云ふ所の尾張河とありその次徐宜河今ハ長
谷川河と唱へるが落穂集の標を云ふ亦通油所と塩所の崩れ
翠橋由寛永の地圖より今通油所ハ南の隅より堀苗と云ふ
まごの今の天傳河三町目の通油所又今の通油所ハ塩町と云ふ
明暦丁酉の回祿後ハ遠なる寺院を他処へ遷され一時所割もあつた
まご今のまごはなれるるべし

よるり今のこもりりさるるゆへに不^レなりとすされけりよと云ふにりりて
少^レなり今接^レるる塩の俗の有^レ文^レその由未^レ久^レ亦^レ鹽^レの古^レ字^レ鹽^レ也^レ爾^レの
必^レ古^レ字^レ必^レ血^レは^レの^レ後^レ鹽^レと作^レる^レ正^レ字^レ通^レ云^レ俗^レ省^レ作^レ鹽^レ篇^レ海^レ舉^レ要^レ別^レ
作^レ鹽^レ鹽^レ然^レ非^レめ^レれ^レ塩^レの^レ土^レ必^レ俗^レ體^レと^レい^レも^レ篇^レ海^レ舉^レ要^レ載^レす
と^レい^レの^レわ^レつ^レる^レの^レ杜^レ撰^レと^レい^レと^レ大^レ約^レ我^レ俗^レも^レあ^レり^レの^レ必^レ草^レら^レり^レの^レ破^レり
生涯^レ字^レの^レ破^レり^レの^レ予^レ毎^レ歲^レ著^レ述^レの^レ稿^レ本^レを^レめ^レり^レ筆^レ工^レは^レ清^レ書^レを^レ任
と^レ常^レに^レ楷^レり^レの^レ魯^レ魚^レ馬^レ夷^レ帝^レの^レま^レり^レ予^レ予^レ且^レ且^レ卿^レ鄉^レ鐘^レ鐘^レの^レ
數字^レを^レ恥^レの^レ身^レ必^レ心^レ必^レ且^レ且^レの^レ字^レ心^レ部^レに^レ入^レり^レる^レ俗^レの^レ耻^レ作^レ
玉^レ篇^レ耳^レ記^レの^レ末^レと^レれ^レを^レ載^レし^レ俗^レ恥^レと^レは^レと^レ字^レは^レ雅^レ俗^レの^レ兩^レ體^レの^レ蒙
師^レま^レり^レを^レあ^レる^レ以^レ訛^レを^レ傳^レる^レと^レ久^レ一^レ盲^レ衆^レ盲^レを^レ引^レと^レや^レらん
○草^レハ^レ楷^レより^レエ^レツ^レ楷^レハ^レ隸^レより^レエ^レツ^レ隸^レハ^レ篆^レより^レエ^レツ^レ篆^レハ^レ說^レ文^レ於^レ字^レ草^レハ
○と^レい^レる^レ當^レ初^レられ^レを^レ漏^レせ^レる^レ歟^レ我^レ俗^レを^レ於^レの^レ草^レと^レい^レれ^レお^レり^レ村^レ字^レの^レ草^レ

漢書卷九

○亦^レ抄^レを^レ揃^レの^レ草^レと^レい^レ非^レ抄^レハ^レ樹^レの^レ草^レハ^レ亦^レ多^レを^レ貴^レの^レ草^レと^レい^レれ^レその^レ央^レの^レ草^レ
○と^レい^レる^レ俗^レ考^レ云^レ今^レ人^レ作^レ字^レ省^レ文^レ以^レ禮^レ為^レ禮^レ以^レ處^レ為^レ處^レ以^レ與^レ
為^レ方^レ凡^レ章^レ奏^レ及^レ程^レ文^レ書^レ冊^レ之^レ類^レ不^レ敢^レ用^レ然^レ甚^レ實^レ皆^レ該^レ
文^レ本^レ字^レ也^レ許^レ叔^レ重^レ釋^レ禮^レ字^レ云^レ右^レ文^レ處^レ字^レ云^レ止^レ也^レ得^レ几^レ
而^レ止^レ或^レ從^レ處^レ方^レ字^レ云^レ賜^レ予^レ也^レ方^レ與^レ同^レ然^レ則^レ當^レ以^レ省^レ文^レ
者^レ為^レ正^レ
○洪^レ邁^レ云^レ書^レ字^レ有^レ俗^レ體^レ一^レ律^レ不^レ可^レ復^レ改^レ者^レ如^レ沖^レ涼^レ況^レ滅^レ
決^レ悉^レ以^レ水^レ為^レ筆^レ陵^レ切^レ與^レ水^レ同^レ雖^レ士^レ人^レ札^レ翰^レ亦^レ然^レ玉^レ篇^レ正^レ收^レ入^レ
於^レ水^レ部^レ中^レ而^レ部^レ之^レ末^レ亦^レ存^レ之^レ而^レ皆^レ注^レ云^レ俗^レ乃^レ知^レ由^レ
末^レ久^レ矣^レ唐^レ張^レ參^レ五^レ經^レ文^レ字^レ以^レ為^レ訛^レ
○洪^レ邁^レ云^レ今^レ文^レ人^レ受^レ用^レ不^レ識^レ一^レ丁^レ字^レ組^レ唐^レ書^レ挽^レ兩^レ石^レ字

不^{スレ}如^{シカ}識^{ルニ}一^ニ丁^一字^ヲ出^ル處^ヲ考^レ之^ヲ乃^チ个^ノ字^ナ非^ズ丁^ノ字^ナ按^テ續^セ世^ノ說^ニ
書^ス此^ノ个^ノ字^ヲ蓋^シ个^ト與^ト丁^ト相^シ全^シ傳^シ寫^シ誤^リ焉^ノ後^ニ又^シ觀^シ張^ハ翠^ハ微^ニ
考^シ異^ナ亦^レ謂^フ个^ノ字^ヲ乃^チ知^ル世^ノ說^之言^ヲ為^シ信^ト又^シ觀^シ蜀^ハ志^ハ南^ハ史^ヲ
皆^レ有^リ所^レ識^シ不^レ過^ス十^ニ字^ニ之^ヲ結^セ世^ノ通^ル謂^フ王^ハ平^ハ所^レ識^シ僅^ニ通^ス十^ニ
字^ニ恐^ラ是^レ十^ノ字^モ亦^レ未^タ可^レ知^ル十^ト與^ト丁^ト字^モ又^シ相^シ似^{タリ}其^ノ文^亦有^リ
據^也與^シ淮^ハ南^ハ子^ハ言^フ宋^ハ景^ハ公^ハ笑^フ惑^テ徙^ニ三^ニ舍^ニ之^ヲ謬^ト同^{ナリ}史^ハ記^ス
謂^フ二^ニ度^ニ俗^考

曲^ノ亭^子云^ク書^ヲを觀^ルと難^クもあ^らうれ一^ニ畫^一点^ヲを認^ラら^ざるとい^ふもを
通^シ易^クい^ふ況^ニ个^ヲを悟^ラず^と或^ハ十^ト人^トあ^らう^と學者^ハ終^ニ悟^ラら^ざる^と
ら^れを受^ク續^クその義^ハ遠^ク今^ノ學者^ハ只^ニ文字^ヲを識^ル要^スと
あ^られどもその文字^ヲを識^ル易^クなる^とわ^かる^との如^ク

○唐^ノ蕭^ハ昆^ハ不^レ識^ス子^ヲ常^ニ以^テ伏^臘為^シ伏^臘又^シ一^ニ日^ニ張^シ九^ニ鈴^ニ送^ス

照^ル野^ノ野^ノ子^ノ

芋^ハ刺^シ稱^フ蹲^ル鴟^ハ蕭^ハ以^テ為^シ鴟^ハ鴟^ハ答^テ云^ク損^ル芋^ハ拜^ス嘉^ス惟^レ蹲^ル鴟^ハ未^ダ
至^ラ耳^ノ僕^ガ家^ヲ多^ク性^ハ亦^レ不^レ願^フ見^ル此^ノ惡^キ鳥^也九^ノ鈴^得書^ハ大^ニ笑^ス
車^ノ物^異名^羊曲^ノ亭^子云^ク唐^ノ山^ハ文^ハ華^ハの國^{ナリ}あ^られども各^ノ筆^文盲^{ナリ}
水^滸傳^ニ載^ス不^レの魯^ハ知^ル深^ク李^ハ達^ハ水^ハ絶^ス一^ニ字^ヲを識^ラら^ざる^と原^ハ是^レ寓^ト言^ト
い^ふもその俗^ヲを^レあ^らう^と足^らず^と天^ノ朝^靖治^シら^ざる^と二^ニ百^ニ年^ニ村^ノ落^ハ山^ノ野^ハも又^シ文字^ヲ
よ^きく^と實^ハは是^レ昇^ル平^ノの餘^ヲ澤^{ナリ}

○今^ノ兒^女輩^ハ書^ヲを觀^ルとを好^ムあ^られども個^ノ字^ヲをその傍^ニ施^スれば
遂^ニ俗^ノ讀^ヲと判^シ初^メの書^ヲ藉^キ書^ヲ肆^ク只^ニ利^ヲの^ヲあ^らう^とを^レ字^ヲと^レ傍^ノ刻^ヲを
か^らう^とし^て因^テ者^ハ只^ニ傍^ノ刻^ヲの^ヲ觀^ル本^ノ文^ヲを讀^ムと放^シ讀^ムと隨^フその字^ノ体^ヲ
を忘^ル生^ノ涯^ノ文^ノ義^ヲを悟^ラず^とあ^られ^ば傍^ノ刻^ヲを刪^スと^レ俗^ノ讀^ハら^れ
を讀^ムれば文^ノ義^ヲを解^スず^と古人^ノ文字^ヲを取^リて^レ文^ヲを作^ルる^の已^ムこと^ヲ
俗^ノ讀^ハら^ざる^と文章^ノ和^ハ漢^ノの差^ハ別^{ナリ}あ^らう^とあ^らう^と漢^ノもあ^らう^とあ^らう^との

字をとりて備刻を施せたりと云ふれば雅俗ともよまれを讀むに一字
音の漢字よりとりてそののちあれど中葉より音訓をさへつゝ留るるを
漢混雜の文よありされば俗字は解し易らむと云ふ文一変して私漢を
合するものありはよむり

○近属醫師のまづり本草は傍らりのありり患者禁好物を録し
人を遣へられを向ふそのうちハ鯨あり竹豚の和訓をフクとのみ
俗人音を借り鯨は作る醫師されをらむと續くアハビと云ふれを
行せりハ患者飲びてまづり竹豚を食ふは夜暴死せりと云ふ
俗人の鯨の竹豚あるをありり鯨の石決明あるを悟り意て鯨の一をア
石決明ありあり俗の竹豚あるを悟り意て鯨の一をア
雅俗あるをあらむと云ふ人を殺さば竹をとりて製膏と稱ふるは世間
類いと云ふ也

本草綱目介之二云石決明釋名九孔螺華殼
名千里光時珍曰決明千里光以功名也九孔螺
以形名也集解弘景曰俗云是紫貝人皆水漬熨
服頗明又云是鯨魚甲附石生大者如手明燿五
色内亦含珠茶曰此是鯨魚甲也附石生形如蛤
惟一片無對七孔者良今俗用紫貝空非云云和
名鮑云鯨四聲字苑云鯨鮑音抱和崔禹錫食經云石決
明和名亦五雜俎云鯨音撲今人誤為鮑非也鯨
譜云一名石決明一殼如釜黏石上陶中有之但
差小耳又乃葉集延喜式本云鯨作石決明今俗鯨を
讀み不具り竹豚魚は當りのその鮑最甚し

